



令和3事務年度

所得税及び消費税調査等の状況

(令和3年7月1日～令和4年6月30日※)

令和4年11月24日

関東信越国税局

《担当》
国税広報広聴室 報道係
電話：048-600-3111（内線2043）

※ 令和3年7月1日から令和4年6月30日までの間に実施した調査等の実績になります。



令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和4年11月

関東信越国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査した結果、1件当たり追徴税額は、新型コロナウイルス感染症影響前より増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が4千件（前事務年度3千4百件）、着眼調査が1千4百件（同7百件）であり、合計5千4百件（同4千1百件）、このほか、簡易な接触の件数は7万4千件（同5万8千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は8万件（同6万2千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4万4千件（同3万7千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、554億円（同409億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは501億円（同382億円）、着眼調査によるものは53億円（同27億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は316億円（同350億円）となっており、調査等合計では870億円（同759億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、94億円（同72億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは89億円（同69億円）、着眼調査によるものは5億円（同2億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、174万円（同173万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は29億円（同26億円）となっており、調査等合計では123億円（同98億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比								
調査等件数	件	3,402		729		4,131		58,310		62,441	
		3,994	117.4%	1,402	192.3%	5,396	130.6%	74,372	127.5%	79,768	127.7%
申告漏れ等の 非違件数	件	3,075		565		3,640		33,262		36,902	
		3,637	118.3%	1,058	187.3%	4,695	129.0%	38,930	117.0%	43,625	118.2%
申告漏れ 所得金額	百万円	38,190		2,746		40,936		34,957		75,893	
		50,094	131.2%	5,298	192.9%	55,392	135.3%	31,605	90.4%	86,997	114.6%
追徴 税額	本税 百万円	5,713		209		5,922		2,477		8,399	
		7,410	129.7%	423	202.4%	7,833	132.3%	2,799	113.0%	10,632	126.6%
	加算税 百万円	1,219		27		1,246		128		1,374	
1,518		124.5%	58	214.8%	1,576	126.5%	96	75.0%	1,672	121.7%	
計	百万円	6,932		236		7,168		2,605		9,773	
		8,928	128.8%	481	203.8%	9,409	131.3%	2,895	111.1%	12,304	125.9%
一件 当たり	申告漏れ 所得金額 万円	1,123		377		991		60		122	
		1,254	111.7%	378	100.3%	1,027	103.6%	42	70.0%	109	89.3%
	本税 万円	168		29		143		4		13	
		186	110.7%	30	103.4%	145	101.4%	4	100.0%	13	100.0%
加算税 万円	36		4		30		0.2		2		
	38	105.6%	4	100.0%	29	96.7%	0.1	50.0%	2	100.0%	
計	万円	204		33		173		4		15	
		224	109.8%	34	103.0%	174	100.6%	4	100.0%	15	100.0%

- (注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である。
3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、2千6百件(前事務年度2千6百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、2千1百件(同1千9百件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、168億円(同127億円)となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	2事務年度	3事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		2,629	2,648	100.7
土地建物等		2,209	2,273	102.9
株式等		420	375	89.3
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		1,892	2,130	112.6
土地建物等		1,540	1,804	117.1
株式等		352	326	92.6
③		%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)		72.0	80.4	8.4
土地建物等		69.7	79.4	9.7
株式等		83.8	86.9	3.1
④		百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額		12,716	16,804	132.1
土地建物等		10,463	13,961	133.4
株式等		2,253	2,843	126.2
⑤		万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		484	635	131.2
土地建物等		474	614	129.5
株式等		536	758	141.4

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、無申告等の調査を重点的に取り組み、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が2千4百件（前事務年度1千7百件）、着眼調査が4百件（同2百件）であり、合計2千8百件（同1千9百件）、このほか、簡易な接触の件数は7千7百件（同9千7百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万件（同1万2千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は7千8百件（同7千7百件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、41億円（同22億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは39億円（同21億円）、着眼調査によるものは1億円（同9千万円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、145万円（同118万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。

- また、簡易な接触による追徴税額は8億円（同7億円）となっており、調査等合計では49億円（同29億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	1,673		205		1,878		9,748		11,626	
		2,359	141.0%	429	209.3%	2,788	148.5%	7,674	78.7%	10,462	90.0%
申告漏れ等の非違件数	件	1,442		182		1,624		6,122		7,746	
		2,093	145.1%	353	194.0%	2,446	150.6%	5,344	87.3%	7,790	100.6%
追徴税額	本税	1,761		70		1,831		614		2,445	
		3,241	184.0%	108	154.3%	3,349	182.9%	783	127.5%	4,132	169.0%
	加算税	370		15		385		63		448	
		682	184.3%	23	153.3%	705	183.1%	56	88.9%	761	169.9%
	計	2,131		85		2,216		677		2,893	
		3,923	184.1%	131	154.1%	4,054	182.9%	839	123.9%	4,893	169.1%
一件当たり	本税	105		34		97		6		21	
		137	130.5%	25	73.5%	120	123.7%	10	166.7%	39	185.7%
	加算税	22		7		21		1		4	
		29	131.8%	5	71.4%	25	119.0%	1	100.0%	7	175.0%
	計	127		41		118		7		25	
		166	130.7%	30	73.2%	145	122.9%	11	157.1%	46	184.0%

(注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たり申告漏れ所得金額は2,050万円・1件当たり追徴税額は485万円で過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、319件（前事務年度395件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の2,050万円（同1,279万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,254万円（同1,123万円）に比べ1.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は65億円（同51億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は過去最高の485万円（同289万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の224万円（同204万円）に比べ2.2倍となっています。また、追徴税額の総額は15億円（同11億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は1,499万円（同378万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の224万円に比べ6.7倍と高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数	395	319	80.8%	3,994	
申告漏れ等の非違件数	336	278	82.7%	3,637	
申告漏れ所得金額	51	65	127.5%	501	
追徴税額	11	15	136.4%	89	
1件当たり	申告漏れ所得金額	1,279	2,050	160.3%	1,254
	追徴税額	289	485	167.8%	224

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数	38	34	89.5%	3,994	
申告漏れ等の非違件数	31	33	106.5%	3,637	
申告漏れ所得金額	7	19	271.4%	501	
追徴税額	1	5	500.0%	89	
1件当たり	申告漏れ所得金額	1,907	5,448	285.7%	1,254
	追徴税額	378	1,499	396.6%	224

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

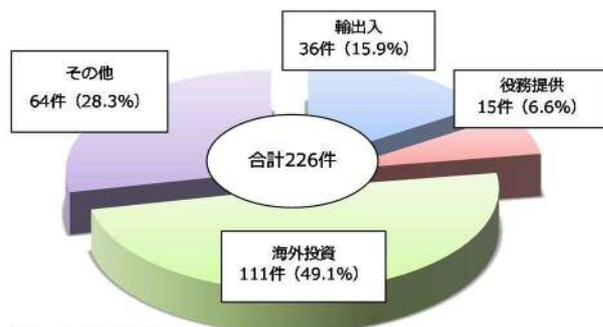
～「富裕層」のみならず、1件当たり申告漏れ所得金額・1件当たり追徴税額は過去最高～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、226件（前事務年度284件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の1,771万円（同1,575万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,254万円（同1,123万円）と比べ1.4倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は40億円（同45億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は過去最高の420万円（同412万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の224万円（同204万円）と比べ1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は10億円（同12億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

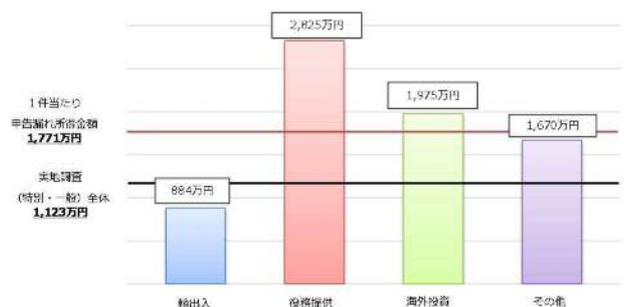
項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度	対前年比		
調査件数	件	284	226	79.6%	3,994
申告漏れ等の非違件数	件	244	186	76.2%	3,637
申告漏れ所得金額	億円	45	40	88.9%	501
追徴税額	億円	12	10	83.3%	89
1件当たり 申告漏れ 所得金額	万円	1,575	1,771	112.4%	1,254
1件当たり 追徴税額	万円	412	420	101.9%	224

○ 取引区分別の調査状況



(注) () 内の数値は構成比

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



- 1 「輸出入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出入（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引を行っている個人に対する調査に係る1件当たり追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、191件（前事務年度128件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,174万円（同1,165万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は22億円（同15億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は220万円（同206万円）となっています。また、追徴税額の総額は4億円（同3億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

なお、令和2事務年度においては、この経済活動に暗号資産（仮想通貨）等取引を含めて集計していましたが、令和3事務年度においては、これを区別して集計しています。

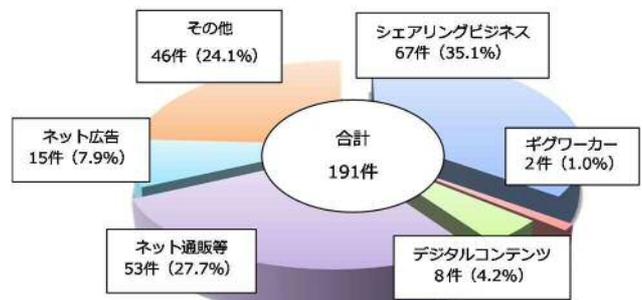
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、52件（前事務年度89件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,143万円（同2,362万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は16億円（同21億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は536万円（同840万円）となっています。また、追徴税額の総額は3億円（同7億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度	対前年比		
調査件数 件	128	191	149.2%	3,994	
申告漏れ等の非違件数 件	112	166	148.2%	3,637	
申告漏れ所得金額 億円	15	22	146.7%	501	
追徴税額 億円	3	4	133.3%	89	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	1,165	1,174	100.8%	1,254
	追徴税額 万円	206	220	106.8%	224

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）の数値は構成比

（参考）主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ギグワーカー・・・配達代行業など
- 3 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 4 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップショッピングなど
- 5 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 6 その他・・・1～5に該当しない新分野の経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度	対前年比		
調査件数 件	89	52	58.4%	3,994	
申告漏れ等の非違件数 件	82	41	50.0%	3,637	
申告漏れ所得金額 億円	21	16	76.2%	501	
追徴税額 億円	7	3	42.9%	89	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	2,362	3,143	133.1%	1,254
	追徴税額 万円	840	536	63.8%	224

4 無申告者に対する調査状況

～所得税及び消費税ともに1件当たり追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、685件（前事務年度542件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,261万円（同2,001万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,254万円（同1,123万円）に比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は155億円（同108億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の295万円（同260万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の224万円（同204万円）の1.3倍となっています。また、追徴税額の総額は20億円（同14億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、927件（同634件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の217万円（同185万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の166万円（同127万円）の1.3倍となっています。また、追徴税額の総額は20億円（同12億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等		3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	2事務年度	3事務年度 対前年比	
調査件数 件	542	685 126.4%	3,994
申告漏れ所得金額 億円	108	155 143.5%	501
追徴税額 億円	14	20 142.9%	89
1件当たり 申告漏れ所得金額 万円	2,001	2,261 113.0%	1,254
1件当たり 追徴税額 万円	260	295 113.5%	224

<消費税>

項目	事務年度等		3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	2事務年度	3事務年度 対前年比	
調査件数 件	634	927 146.2%	2,359
追徴税額 億円	12	20 166.7%	39
1件当たり 追徴税額 万円	185	217 117.3%	166

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの追 徴 税 額 (含加算税)	前 年 の 位
位		万円	万円	位
1	司法書士、行政書士	3,033	664	-
2	ブ リ ー ダ ー	2,178	570	1
3	外 構 工 事	2,145	388	-
4	機 械 部 品 受 託 加 工	2,052	703	-
5	経 営 コ ン サ ル タ ン ト	1,859	548	5
6	シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア	1,707	333	-
7	生 命 保 険 外 交 員	1,706	322	-
8	防 水 工 事	1,648	306	13
9	土 木 工 事	1,494	306	11
10	一 般 貨 物 自 動 車 運 送	1,465	181	6

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「前年の順位」は、事業所得を有する者の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額								
		万円								
1	産婦人科医	2,862	風俗業	2,675	キャバレー	2,594	キャバレー	2,717	畜産農業(肉用牛)	3,209
2	キャバレー	1,756	畜産農業(肉用牛)	1,884	情報サービス	1,822	畜産農業(肉用牛)	2,092	犬猫医	2,674
3	不動産代理仲介業	1,663	バ	1,675	畜産農業(肉用牛)	1,753	風俗業	1,661	キャバレー	1,927
4	バ	1,631	キャバレー	1,521	整形外科医	1,638	タイル工事	1,579	学習塾経営	1,706
5	畜産農業(肉用牛)	1,533	防水工事	1,197	冷暖房設備工事	1,455	耳鼻咽喉科医	1,375	型枠工事	1,706

	平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額
		万円		万円		万円		万円		万円
1	バ	2,870	風俗業	2,871	キャバクラ	3,352	ブリーダー	2,275	司法書士、行政書士	3,033
2	キャバクラ	2,842	キャバクラ	2,204	ブリーダー	2,314	野菜栽培農業	2,241	ブリーダー	2,178
3	ナイトクラブ	2,549	製図設計士	1,848	鉄骨、鉄筋工事	1,688	キャバクラ	2,005	外構工事	2,145
4	施設園芸農業(きのこ)	1,867	運転代行業	1,791	弁護士	1,601	製図設計士	1,486	機械部品受託加工	2,052
5	焼肉	1,858	眼科医	1,770	ブロック工事	1,576	経営コンサルタント	1,466	経営コンサルタント	1,859

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。
 2 平成29事務年度2位の「キャバクラ」及び3位の「ナイトクラブ」は、平成28事務年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、それぞれの業態に合わせて管理を細分化したものの。
 3 令和元事務年度2位、令和2事務年度1位、令和3事務年度2位の「ブリーダー」は、令和2事務年度まで「小売業・犬」として表記していたが、業態に合わせて表記名を変更したものの。